

情報 ファイル

Information
File

行政相談

10月16日(月)～22日(日)は
行政相談週間

行政相談委員は、総務大臣の委嘱を受けた、皆さんの身近な相談員です。問題を解決するため、相談に応じて、助言などを行います。

相談は無料、秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。

とき 毎月第一木曜日 午後1時～3時

ところ 市役所1階相談室

問合せ先 困市民生活グループ(内線264)

各種申請書などの作成を他人に依頼するときは注意してください

県や市町村などの官公署(以下「官公署」といいます。)に提出する各種申請書、届出書などについて、他人にその作成を依頼したり、相談したり、あるいはそれらの書類を官公署に提出する手続の代理を依頼したりすることがありますが、このようなときのために、行政書士制度があります。

行政書士は、行政書士会の会員として、行政書士法に基づき次の業務を行っています。

- ① 官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む)の作成
 - ② ①の書類を官公署に提出する手続の代理
 - ③ 行政書士が作成することができる書類の契約代理
 - ④ ①の書類の作成についての相談
- 行政書士会の会員でない者が、他人の依頼を受け、報酬を得て①の業務を行うことは行政書士法により禁止されており、それに違反した場合は罰せられることとなっています。
- 官公署に提出する書類の作成を他人に依頼するときは注意してください。

国民健康保険 高額療養費「貸付制度」の廃止に伴い ～「受領委任払制度」を開始します～

現在、愛知県国民健康保険団体連合会が「限度額適用認定証」の交付を受けることができない世帯に対し実施している「高額療養費貸付制度」が廃止されることに伴い、高額療養費の支給対象となる一部負担金の支払いが困難な方に対し、医療機関での窓口負担を軽減し、安心して療養を受けることができるよう、平成29年11月1日(水)診療分から「高額療養費受領委任払制度」を開始します。詳しくは問い合わせてください。

●内容

「受領委任払制度」は、保険診療の一部負担金のうち、高額療養費自己負担限度額を病院などに支払っていただき、高額療養費に相当する額については保険者(高浜市)が病院などに支払いをするものです。

●対象者

- ・国民健康保険被保険者であること。
- ・診療を受けた対象者が70歳未満であること。
- ・国民健康保険資格証明書の交付を受けていない世帯であること。
- ・交通事故等第三者の不法行為によるものでないこと。
- ・病院などの同意が得られること。

問合せ先 困市民窓口グループ ☎52-1111 (内線219・261)

行政書士についての問合せ先
・愛知県総務部法務文書課
☎052-1954-6023

(内線2136)
・愛知県行政書士会
☎052-1931-4068

